

固定資産税の評価を確認できます

固定資産の縦覧を始めました

平成23年度の土地・家屋の価格が決定しましたので、4月1日から固定資産の縦覧ができます。

● 縦覧場所

- 武雄市役所総務課
 - 山内支所総務課
 - 北方支所総務課
- ※いずれの場所においても、市内全ての固定資産が縦覧できます。

● 縦覧内容（縦覧帳簿記載事項）

- 土地価格等縦覧帳簿
 - 土地の所在・地番・地目・地積・価格
 - 家屋価格等縦覧帳簿
 - 家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
- ※非課税・課税免除・免税点未満の物件は縦覧の対象ではありません。
※いずれも個人情報保護のため、所有者名・納税義務者名は、記載しておりません。

● 縦覧できる人

固定資産税を納めている人

※ただし、土地に対する固定資産税のみ納税されている人は、家屋価格等縦覧帳簿は縦覧できません。また、家屋に対する固定資産税のみ納税されている人（借地・借家人等を除く）も、土地価格等縦覧帳簿は縦覧できません。

● 縦覧期間

平成23年4月1日（金）～6月30日（木）（土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）

● 縦覧に必要なもの

- ・ 納税通知や課税明細書または本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証等）
- ・ 《注意》
- ・ 代理人が申し込む場合は、委任状も必要です。
- ・ 法人が申し込む場合には、申請書に法人の代表者の押印が必要です。

● 縦覧の手数料

縦覧の期間中は無料です。ただし、コピー等の交付はできません。

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は地方税法第432条の規定により、価格を登録し公示した日（4月1日）から納税通知書送達後60日までの間において固定資産評価審査委員会事務局【総務課安全安心係 電話（23）9315】に審査の申し出をすることができます。

問 政策部 税務課
☎（23）9220



担当：梅寄

環境ボランティアを応援します!!

～武雄市環境ボランティアサポート制度～

公的な敷地（道路や公園など）でゴミ拾いや草刈りなど環境保全活動をボランティアで行う皆さんへ、用具の貸し出しや消耗品の提供などを行っています。



サポート内容

- ボランティアごみ袋の提供
- 用具の貸し出し
- 公用車の貸し出し
- 活動時の保険の適用
- 消耗品の提供
- サインボードの設置
- 花苗・種子やEM活性液の提供

サポートを受けるには届け出が必要です。まずはご相談ください。

問 まちづくり部 環境課 ☎（23）9130